

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T 協定)附属書 3 の L に基づくものです。

日本農林規格等に関する法律に基づく精製ラードの日本農林規格の改正について

下記のとおり、精製ラードの日本農林規格（平成 3 年 8 月 1 日農林水産省告示第 988 号）を改正する予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
精製ラードの日本農林規格の改正
- 2 対象品目
精製ラード
- 3 趣旨及び目的
精製ラードの日本農林規格について、現在の製造・流通の実情等を踏まえ、以下の改正を行う。
「水分（揮発分を含む。）の測定方法」、「酸価の測定方法」及び「融点の測定方法」の変更並びに「よう素価の測定方法」の一部文言修正
- 4 適用予定日
官報に公示する。
- 5 意見提出先
農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1－2－1
T E L （ 0 3 ） 6 7 4 4－7 1 3 9
F A X （ 0 3 ） 6 7 4 4－0 5 6 9
- 6 意見提出期限
掲載から 6 0 日後